

土地開発事業に関する協定書

常陸大宮市長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、常陸大宮市 で乙が行う土地開発事業について、下記のとおり協定を締結する。

記

(基本原則)

第1条 乙は、常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、地域振興との調和を図るとともに、開発区域及びその周辺区域の環境保全と災害の防止に努めるものとする。

(事業の内容)

第2条 乙が行う土地開発事業は、次のとおりとする。

- (1) 開発区域 常陸大宮市
- (2) 開発区域面積 m²
- (3) 開発内容
- (条件等の順守)

第3条 乙は、条例に基づき確認を受けた設計に適合するよう工事を施工し、設計確認通知書に指示された条件を順守すること。

(環境の保全)

第4条 乙は、開発区域及びその周辺地域の環境保全に最善を尽くすものとする。

2 乙は、甲が開発区域について、その周辺の地域と一体的に環境保全に係る地域等の指定をしようとするときは、その指定に協力するものとする。

3 乙は、工事の施工に伴う事故や騒音の防止等、周辺住民等の住環境の保全に努力するものとする。

(災害及び公害への対策)

第5条 乙は、乙が行う土地開発事業（工事の廃止、中止、完了後を含む。）により発生が予測されるすべての災害及び公害が発生したときは、誠意をもって速やかにその復旧あるいは損害賠償等にあたるものとする。

2 甲が、乙の行う土地開発事業により災害及び公害の発生があると判断し、その防災処置を乙に命じたときは、乙は5日以内に着手し、原則として30日以内に防災のために必要な工事を完了するものとする。

3 災害及び公害の発生に係る復旧、損害の賠償については、乙と被災者が協議して解決を図るものとし、万一協議が整わないときは、乙は、甲の裁定に従うものとする。

(施設)

第6条 乙が設置する施設等は、次のとおりとする。

名称	所有者	管理者

- 2 乙が管理者となる施設等について、除草、清掃、点検、修繕、その他適切な維持管理を行うものとする。
- 3 維持管理に必要とする費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、施設等の形状を変更するときは、甲と協議するものとする。
- 5 乙の都合により、施設等の譲渡もしくは継承等の必要が生じた場合は、施設等の維持管理について支障が生じないよう、甲の指導のもとに適切な措置を講ずるものとする。

(埋蔵文化財の取り扱い)

第7条 乙は、工事施工中において埋蔵文化財に係る遺物、遺構等を発見した場合は、直ちに甲に報告し、甲及び関係機関の立会いを求め、必要と判断されたときは、発掘調査を行うものとする。

(事業の廃止、中止及び承継の申出)

第8条 乙は、乙が行う土地開発事業を廃止若しくは中止するとき、又は相続若しくは当該開発区域内の土地の所有権その他当該土地開発事業に関する工事を施工する権限の譲渡等により、第三者に承継させるときは、事前に甲に申し出た上で、所定の手続きを取るものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づき事業を承継させようとするときは、この協定書は当該第三者に引き継ぐものとする。
- 3 乙は、前項によりこの協定書を引き継ぐときは、その行為の30日前に当該第三者から協定引き継ぎの承諾を証する書面を徵し、甲に提出するものとする。

(調査のための立入)

第9条 甲は、必要と認めるときは、開発区域に立ち入り、必要な調査等を行うことができるものとし、乙は、これに協力するものとする。

(瑕疵)

第10条 乙は施設等の設置及び維持管理の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県常陸大宮市中富町 3135 番地の 6

常陸大宮市長

乙